

# 税務と経営

山村税理士事務所

発行人

税理士 山村 嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045 電話 0975(36) 5231

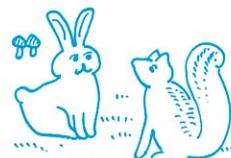
FAX 0975(36) 5237

## ヒントヒント

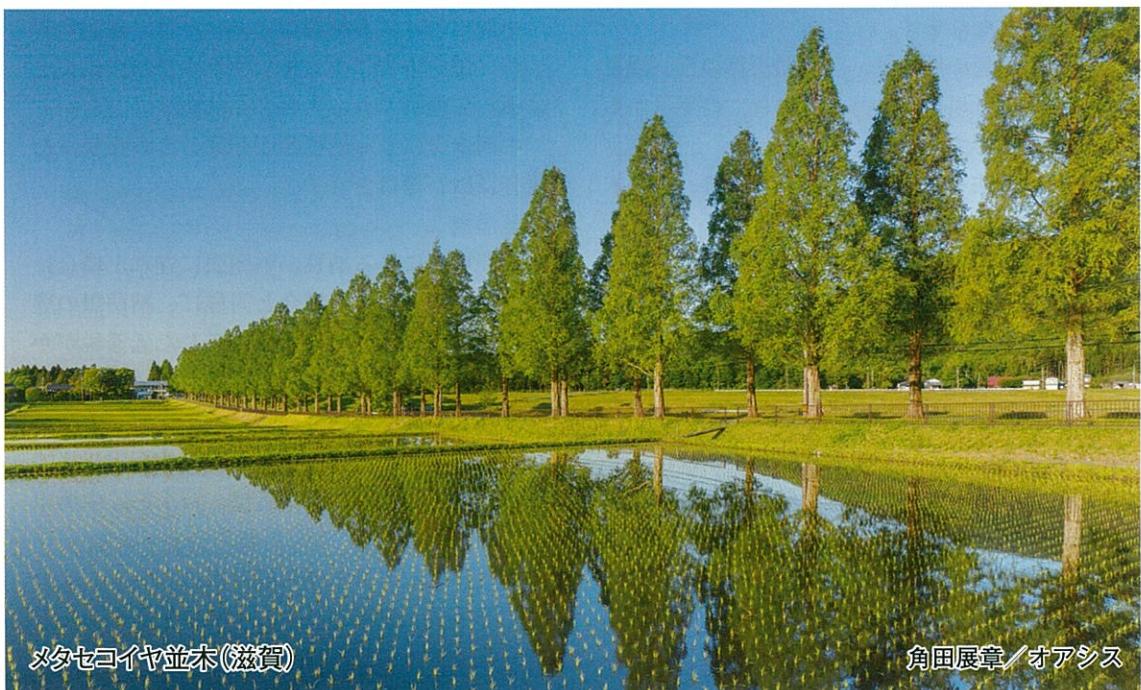
**実演販売** 客にうまく衝動買いさせる三つのポイントを実演販売士のレジンド松下氏が教えてます。最初のポイントはテーマです。商品で一番伝えたいことを徹頭徹尾繰り返します。あれもこれも魅力を伝えたい、それ自体は悪くはないのですが、商品の魅力が不透明になります。二つ目は欠点を伝えること。その商品が出来ることとできないことを示す。全員に買わせようとせずに、大切なのは、買う必然性があるお客様を逃さないことです。三つめは、「類推」させる。この商品を買ってどんなことができるのか、自分の困りごとを解決してくれそうだと想像してもらえば、そのお客様さんはその商品を買います。(プレジデント)

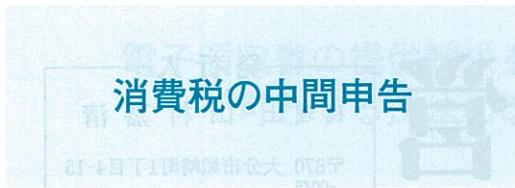
## 税務 ミニガイド

国税庁によると、令和2事務年度における法人税等の実施調査件数は約2万5千件で、新型コロナウイルスの影響により対前年比32.7%と大幅に減少、申告漏れ所得金額は5,286億円、追徴税額は1,936億円でした。調査1件当たりの追徴税額は7,806千円で対前年比249.0%と大幅に増加しました。



## ヒントヒント





### □消費税の中間申告

消費税の課税期間は、原則として1年とされていますが、前事業年度（個人の場合は、前年）の年税額（地方消費税は含みません）が48万円を超える場合には中間申告が必要です。

なお、前事業年度の年税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされています。

### □年1回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が48万円を超える400万円以下の場合には、年1回の中間申告が必要となります。

申告、納税の期限は、半期決算の日（課税期間開始の日以後6か月後）の翌日から2か月以内ですから、3月決算法人の場合には、11月末日となります。

### □年3回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が400万円を超える4,800万円以下の場合には、年3回の中間申告が必要となります。

申告、納税の期限は、四半期決算の日（課税期間開始の日以後3か月ごとの日）の翌日から2か月以内です。

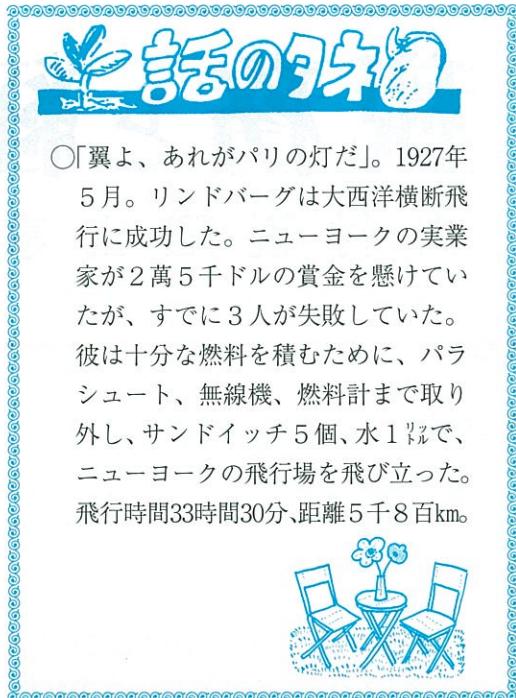
3月決算法人の場合には、8月末日、11月末日、2月末日の3回となります。

### □年11回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が4,800万円を超える場合には、年11回の中間申告が必要となります。

### □中間申告による納税額

中間申告により納付すべき消費税額は、年1回の場合には、前事業年度の消費税の年税額の2分の1、年3回の場合には、それぞれ前事業年度の消費税の年税額の4分の1、年11回の場合には、それぞれ前事業年度の消費税の年税額の12分の1の金額です。



○「翼よ、あれがパリの灯だ」。1927年5月。リンドバーグは大西洋横断飛行に成功した。ニューヨークの実業家が2萬5千ドルの賞金を懸けていたが、すでに3人が失敗していた。彼は十分な燃料を積むために、バラシュー、無線機、燃料計まで取り外し、サンドイッチ5個、水1升で、ニューヨークの飛行場を飛び立った。飛行時間33時間30分、距離5千8百km。

### □仮決算による中間申告

中間申告をする場合、中間申告の対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、それに基づいて納付税額の計算をすることもできます。

ただし、仮決算によって計算した消費税額がマイナスになった場合であっても、還付を受けることはできません。

### □精 算

中間申告による納税額については、確定申告の際に確定申告による納税額から控除することによって精算されることになります。

中間申告による納税額が控除しきれなかった場合には、還付されます。

### □延滞税

中間申告による納税が納期限に遅れた場合には、確定申告による場合と同様に、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じた延滞税がかかることになります。

### □任意の中間申告制度

前事業年度の消費税の年税額が48万円以下で中間申告義務のない事業者は、自主的に中間申告・納付(年1回)ができます。

納税額は前事業年度の消費税の年税額の2分の1ですが、仮決算による中間申告をすることもできます。

## 法人税における租税特別措置の適用実態調査

法人税の確定申告書に添付が義務づけられている「適用額明細書」から租税特別措置法の、どの特例が多く利用されたかの調査結果が国会に提出されました。

### (1)「適用額明細書」とは

この明細書の提出は、平成22年度改正で制定された租税透明化法がその根拠で、産業政策のため税負担を軽減する租税特別措置法の規定が義務づけられています。ある特定の業界への実は隠れた補助金になつてないかをチェックする役割もあります。また一方で、この調査結果が今後の税制改正の方向性に影響を与えます。

### (2)調査概要

令和2年度の法人申告分の集計で、一番は800万円以下の所得金額に対する軽減税率（本則19%）の適用で、992,154件、金額は3兆9,175

億円となっています。

### (3)適用件数が少ない例

沖縄の観光地形成促進地域で工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除は1件、国家戦略特別区域で機械等を取得した場合の特別償却、同区域で機械等を取得した場合の法人税額の特別控除がそれぞれ0件となっています。

### (4)適用件数が目立った点

次に目立ったのは中小企業者等の少額減価償却資産取得額の損金算入の特例で、64万3,069件で適用額は3,607億円でした。次に中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却が2万3千件弱、同制度の法人税額の特別控除が2万6千件強となっています。

### (5)留意点

令和2年度にこの明細書を提出した法人数は136万9,793法人で、適用件数は延べ209万758件です。適用法人数、適用件数ともに資本金が少ない法人ほど多く、資本金1千万円以下の法人が、適用法人数で全体の84%、適用件数で全体の81%を占めています。

## ナマの税務相談室

**Q** 被相続人甲は昨年11月に高度障害の状況となり、その後1月に死亡致しました。死亡後である本年4月に、保険会社から高度障害保険金の支払いが可能である旨の連絡があり、支払請求を経て近日中に支払いを受ける予定です。

幾つかの質問があります。

第1点はこの高度障害保険金については相続税の申告において未収金として計上する必要がありますか？

支払いを受けることが可能だと分かったのは相続開始後である本年4月ですが、どの段階で未収金として認識すべきなのでしょうか。

第2点は仮に上記の高度障害保険金の受取人が被相続人が主宰する同族法人だった場合、死亡保険金と同様に同族株式の評価にあたり純資産額の計算上、資産に計上することとなるのでしょうか。

## 高度障害保険金の取扱い

**A** 損害保険契約の保険金で偶然な事故に基づく死亡に伴い支払いを受けるものは生命保険契約における死亡保険金と同様、

被相続人の負担した保険料に対応するものとみなしが相続財産として相続税の課税財産となります。また、お尋ねの高度障害保険金の保険事故が高度障害であり死亡と関係がない時は相続税法第3条第1項に規定する保険金ではなく、未収金として本来の相続財産となります。ということは「生命保険金の非課税枠」の適用を受けることは出来ません。

なお、保険金の受取人が被相続人ではなく被相続人の配偶者又は直系血族等である場合は所得税が非課税になるとともに未収金として相続財産に計上する必要はありません。

高度障害保険の保険金の受取人が法人である場合、被相続人の株式の評価上、死亡保険金はその法人の資産に計上する必要があります。

## ナマの税務相談室

## 電子領収書の提供請求を可とする民法の改正

**昨**年9月1日施行の民法改正があり、商品等の買い手は売り手に対し、書面での領収書に代えて電子領収書の交付を請求できることになりました。書面主義だった民法が変わったのです。

**条**文としては、弁済者に電子領収書の交付請求権があり、弁済受領者には、不相当な負担でない限り、それに応ずる義務があると、しています。弁済者には、領収書の提供方式が書面と電子のいずれに依るのかの選択権が与えられたわけです。

**電**子領収書の発行とは、弁済者が電子領収書を保存、あるいは閲覧し得る状態にする事です。閲覧する電子領収書は、撮影等による画像保存

が可能でなければなりません。アプリ上で画面表示された領収書の内容を撮影画像として保存されたものも、弁済がなされたことの証拠として一定の価値を有すると考えられる、と案内されています。

**ま**た、「不相当な負担」の意味は、次のような場合の事です。

- ①請求時点において弁済受領者側に電子領収書提供情報システム等が整備されていない
- ②請求時点においてシステム障害等による電子領収書発行困難事情がある
- ③弁済者の要求が弁済受領者側の対応困難な方式での電子領収書である

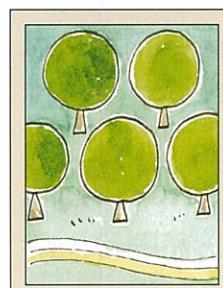
お、電子領収書の発行システム等の体制整備がさ

れているにも拘わらず、前例が無い事を理由にしたり、たまたま対応した従業員に操作能力が無かった、というようの場合については、「不相当な負担」には当たりません。

**ま**た、令和5年10月より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されますが、「民法上の受取証書」と「区分記載適格請求書（インボイス）」では、必要とされる記載事項が異なります。ただし、「民法上の受取証書」と、それ以前に発行されている請求書や納品書を含めて、インボイスが必要としている事項、①請求書発行者の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容、④税率ごとに区分して合計した税込対価の額、⑤請求書受領者の氏名又は名称、が記載されていれば、これを保存することにより消費税の仕入税額控除の適用を受けることができます。

5  
日立  
夏、  
21  
日小  
満。  
新茶  
採  
む  
菰  
舟

「越の田に八十八夜の風  
匂ふ 幸子」  
八十八夜は、立春から数  
えて88日目。春から夏に移  
り変わる頃で、「八十八夜の  
別れ霜」などとも言います。  
夏も近づく八十八夜と歌  
われ、お茶摘みの最盛期。  
摘まれた新芽は蒸して手  
揉みして、新茶として出回  
るのは6月頃でしょうか。  
「揉み師来て八十八夜の  
は、



言い訳などしてはいけない。  
友人には必要ないし、  
敵は信じないのでだから。

(バスケットボールコーチ モーガン・ウーテン)

### 5月の税務メモ

#### —(国 税)—

- 4月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 特別農業所得者の承認申請
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税確定申告の延納申請分の納付

#### —(地方税)—

- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 10日 | ○4月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 16日 | ○3月決算法人の確定申告      |
| 31日 | ○9月決算法人の中間(予定)申告  |
| ク   | ○鉱区税の納付           |
| ク   | ○自動車税の納付          |
| ク   |                   |